

お知らせ

心配ごと相談所

相談

熊野町の民生委員の方が順番に各回、2名ずつ相談につくございます。

相談の内容は、高齢者のことや、日常生活の困りごとなど何でもかまいません。秘密は厳守いたしますので、お気軽にご利用ください。

なお、予約制ではありませんので、直接お越しください。
とき 9月10日(火)

午後1時半～午後3時半

ところ 町民会館
問合せ先 社会福祉協議会

TEL 855-28855

町民総合相談室

◇弁護士による法律相談

10月9日(水)

◇家庭問題情報センター相談員による家庭の悩みごと相談(離婚・その他)

10月9日(水)

◇ところ

役場相談室(住民課)

◇相談を希望する人は、9月30日(月)までに、住民課同和対

策室へ予約してください。秘密は厳守します。なお、申込み状況により、受付ができない場合があります。ご了承ください。

(住民課同和対策室 TEL 820-5604)

旧軍人・軍属・遺族等援護相談会のお知らせ

旧軍人等の恩給受給資格の有無、傷病恩給請求手続き、戦没者の遺族への援護措置などに関する相談会が次のとおり開催されます。

お気軽にご相談ください。

相談日・場所
10月2日(水)

広島地域事務所
(廿日市市桜尾二丁目)

吳地域事務所
(呉市西中央一丁目)

農林庁舎1階
10月4日(金)

東広島地域事務所
(東広島市西条昭和町)

10月9日(水)

午前10時～午後3時

相談時間

●受付時間
10月11日(金)
TEL 223-6111
●相談受付
午前9時～午後4時
(正午～午後1時は休み)

●受付時間
10月11日(金)
TEL 223-6111
●相談受付
午前9時～午後4時
(正午～午後1時は休み)

●受付時間
10月9日(水)
TEL 228-0421(内線6003)
●縦覧
総 覧
縦 覧 場 所
広島検察審査会事務局
(広島地方裁判所構内)
意見書の提出方法
24日(火)までに住所・氏名・
意見を記入して、県知事宛に
提出することができます。

(土・日・祝日を除く)
問合せ先 県庁援護恩給室
(TEL 513-3035)
(福祉課)

生活センターが移転します

広島県生活センター(環境生活部管理総室消費生活室)

は、広島市中区袋町から県庁構内(ハローワーク広島跡)へ移転します。引き続きお気軽にご利用ください。

移転日 9月2日(月)
移転先 TEL 730-8511
広島市中区基町10-52

（被疑者を裁判にかけないという処分）が果たして正しかつたかどうかを審査することを主な仕事としています。交通事故や詐欺あるいは窃盗などで被害にあって、警察や検察庁に犯人の処罰を訴えたが、その事件を裁判にかけられなかったり、裁判で敗訴した場合は、仕方がないとあきらめてしまう前に、一度検察審査会の事務局へ相談してみてください。

※費用は、一切かかりません。
※秘密は、固く守られます。
人は、仕方がないとあきらめ

率は、今までに行つてきた計画的街づくりや、現在の町並みなどを考慮して、従前のもの

を移行します。

●相談電話
※電話番号も変わります

●消費生活相談
TEL 223-8811
●県民・交通事故相談
TEL 223-6111
●問合せ先
広島検察審査会事務局
(広島地方裁判所構内)
意見書の提出方法
24日(火)までに住所・氏名・
意見を記入して、県知事宛に
提出することができます。

（仕方がないとあきらめていることがありますか？）
検察審査会は、国民の中から選ばれた11人の審査員によつて、検察官がした不起訴処分

このことにより、広島県都市計画用途地域の変更(建ぺい率の都市計画決定)の案を作成しましたので、案の縦覧を行いました。

なお、各用途地域の建ぺい率は、今までに行つてきた計画的街づくりや、現在の町並みなどを考慮して、従前のもの

を移行します。

地域、第二種居住地域、準居住地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業地域の都市計画に定める内容に、新たに建ぺい率が加わりました。

する法律により、第一種居住

建築基準法等の一部を改正

する法律により、第一種居住